

京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (総括者)</p> <p>第3条 本学における利益相反行為の防止等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 研究担当の理事は、教職員等の産官学連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 人事担当の理事は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第1項の職務を補佐する。</p> <p>(中 略) (利益相反審査委員会)</p> <p>第6条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、利益相反審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) 第11条の規定による自己申告書に基づく審査に関する事項</p> <p>(2) 前号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項</p> <p>(3) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 研究担当の理事及び人事担当の理事</p> <p>(2) 部局の長 若干名</p> <p>(3) 学外の有識者 若干名</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総括者)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 産官学連携担当の理事は、教職員等の産官学連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(利益相反審査委員会)</p> <p>第6条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 産官学連携担当の理事及び人事担当の理事</p> <p>(2) 部局の長 若干名</p> <p>(3) 学外の有識者 若干名</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年10月28日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p>